

第四條 謹慎ハ六十日以下トシ勤務ヲ停メ居宅内ニ屏居謹慎セシム

本署長官ハ事宜ニ依リ謹慎ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ居宅内ノ屏居謹慎ニ代ヘ又ハ之ニ併セテ反省修養ヲ爲サシムルニ適當ト認ムル事項ヲ命ズルコトヲ得

本署長官ハ已ムヲ得ザル必要アルトキハ謹慎ノ處分ヲ受ケタル者ヲシテ勤務ニ服セシムルコトヲ得

第五條 謹慎ノ處分ニ關スル手續ニ關シテハ文官懲戒令中減俸ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

各廳職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例

右謹テ上奏シ恭シク聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

昭和十八年十二月八日

内閣總理大臣 東條 英機

勅令第

號

各廳職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ待例

第一條 文官、待遇官吏其ノ他ノ各廳職員（以下各廳職員ト稱

ス）左ノ各號ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ際待ニ之ヲ定

員外トシテ其ノ者ノ有スル資格ニ係ル文官ニ任用スルコトヲ

（親任ノ委任スル官ヲ除ク）

得

一 功績顯著ナル者危篤ニ陥リタルトキ又ハ功績顯著ナル者

退官若ハ退職スルトキ

二 公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲危篤ニ陥リタルトキ又ハ公務ニ

因ル傷痍疾病ノ爲其ノ職ニ堪ヘザルニ因リ退官若ハ退職ス

ルトキ

前項ノ規定ハ判事、檢事其ノ他之ニ準ズル者ノ補職ニ之ヲ準用ス

第二條 各廳職員左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ勅令ニ定ムル任用ノ資格ヲ有セザルモ其ノ實歴ヲ斟酌シ其ノ際特ニ之ヲ其ノ從事シタル業務ト同種ノ業務ヲ掌ル文官ニ任用スルコトヲ得

一 功績特ニ顯著ナル者危篤ニ陥リタルトキ

二 功績顯著ナル者公務ニ因ル傷痍疾病ヲ爲危篤ニ陥リタルトキ又ハ功績顯著ナル者公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲其ノ職ニ堪ヘザルニ因リ退官若ハ退職スルトキ

前項ノ規定ニ依ル任用ニ付テハ勅任文官（文官任用令第三七條

ニ掲グル官並ニ外交官及領事官ヲ除ク）ニ在リテハ勅任文官銓衡委員會、其ノ他ノ高等文官ニ在リテハ高等試験委員、判任文官ニ在リテハ普通試験委員ノ銓衡ヲ經ルコトヲ要ス

前條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル任用ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三條 高等文官前條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ高等官官俸給令第五條第一項又ハ第九條ノ二第一項、第七條第五項若ハ第二十條第一項（此等ニ該當スル他ノ勅令ノ規定ヲ含ム）中在職年數ニ關スル規定ニ拘ラズ其ノ際特ニ官等一等ヲ陞叙スルコトヲ得

第四條 各廳職員第二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ優遇ノ爲ニスル待遇付與ニ付テノ在職年數又ハ員數ニ關ス

本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年勅令第五百四十五號ハ之ヲ廢止ス

目下樞密院御諮詢中ノ各廳職員
危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等
ノ特例中左記ノ通訂正致度

記

第一條第一項中「資格ニ係ル文官」
ノ下ニ「(親任式ヲ以テ任ズル官ヲ
除ク)」ヲ加フ